

国内防疫の見直しに関する今後の基本方向(案)

1. 持続的養殖生産確保法施行規則(省令)の改正

(1) 対象動物

現行の8動物種(1科、2属及び5種)を、サケ科等の魚類、クルマエビ科やアキアミ属などのエビ類、マガキ属、ホタテガイ及びアワビ類の貝類やマボヤなどを新たに含めた21動物種(3科、3属及び15種)に改正

(2) 対象疾病

現行の11特定疾病に、これまで対象としていなかった疾病を新たに加え24疾病に改正

2. 水産防疫対策要綱等の策定

疾病の発生予防、まん延防止のため、関係者が果たすべき役割等防疫対策に関する基本方向及び個別疾病ごとの発生予防対策及びまん延防止対策等について定めた水産防疫対策要綱を策定するとともに、それを補完するため、以下の指針を策定

(1) 養殖場における衛生対策指針

養殖事業者自らが日頃から実践すべき基本的な衛生対策を示した養殖場の衛生対策についての指針

(2) 輸入水産動物の着地検査指針

都道府県等が実施する海外から輸入された対象水産動物に対する具体的な検査・指導等を示した着地検査についての指針

(3) 病性鑑定指針

新たに追加される疾病について、病性鑑定を迅速、かつ、的確に実施するための標準的な手法を示す病性鑑定の指針

(4) 重要疾病の防疫指針

我が国の養殖業に甚大な被害を及ぼすおそれのある特に重要な疾病(コイヘルペスウイルス病等)についての国、都道府県、養殖事業者等の関係者が実施すべき防疫措置等を整理した防疫指針

(5) サーベイランス指針

都道府県等が疾病の発生状況及び動向を把握し、清浄性を確認するためのサーベイランスの方法を定めた指針

国内防疫の見直しに関する今後の基本方向案(概要)

